**平成２８年１月から介護保険関係書類に個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります**

**【新たに個人番号（マイナンバー）の記載が必要な申請書・届書】**

**＜資格関係＞**

・介護保険被保険者証等再交付申請書

・介護保険資格喪失届

**＜認定関係＞**

・介護保険 要介護認定・要支援認定申請書

　（※　区分変更申請書と同一書式になりました。）

**＜給付関係＞**

・居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

・介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書

・居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（小規模多機能型居宅介護用）

・介護保険福祉用具購入費支給申請書

・介護保険住宅改修費支給申請書

・介護保険高額介護（居宅支援）サービス費支給申請書

・介護保険基準収入額適用申請書

・高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

・介護保険居宅介護(支援)サービス費等支給申請書（償還払用）

・介護保険負担限度額認定申請書

※　当分の間、旧書式を使用していただいてもかまいません。

分かる場合は、余白に個人番号を記載してください。

**※　個人番号が分からない場合は、空欄でご提出いただいてもかまいませんので、窓口にお申し出ください。**

**申請書等に個人番号（マイナンバー）を記載する場合、窓口で本人確認を行いますので、必要書類を提示してください**

**【本人申請・本人が来庁する場合】**

**＜身元確認書類＞**

次の書類のいずれか

・運転免許証、パスポート、個人番号カードなど、官公署が発行した顔写真つきの書類

・健康保険証＋年金手帳など、官公署が発行した書類２点以上

**＜番号確認書類＞**

次の書類のいずれか

・個人番号カード

・通知カード

・個人番号が記載された

住民票の写し

**【代理人申請・代理人が来庁する場合】**

**＜代理人であること**

**の確認書類＞**

・法定代理人…

資格を証明する書類

・任意代理人…委任状

（上記が困難な場合は、本人の介護保険証などでも可）

**＜代理人の身元確認書類＞**

次の書類のいずれか

(代理人のもの)

・運転免許証、パスポート、個人番号カードなど、官公署が発行した顔写真つきの書類

・健康保険証＋年金手帳など、官公署が発行した書類２点以上

**＜番号確認書類＞**

次の書類のいずれか

（写しでも可）

・個人番号カード

・通知カード

・個人番号が記載さ

れた住民票の写し

**※　本人が、代理人への委任の意思を表示できない場合は、申請書に個人番号を記載しないでください。**

**【本人申請・使者が来庁する場合】（要介護認定の代行申請はこれにあたります）**

**＜本人の身元確認書類＞**

次の書類のいずれか

・運転免許証、パスポート、個人番号カードなど、官公署が発行した顔写真つきの書類（写し）

・健康保険証＋年金手帳など、官公署が発行した書類２点以上（写し）

**＜番号確認書類＞**

次の書類のいずれか

・個人番号カード（写し）

・通知カード（写し）

・個人番号が記載された

住民票の写し

**※　個人番号が使者に見えないように配慮してください（封筒に入れて提出するなど）。**

**※　来庁した使者が本人に代わって申請書に個人番号を記載することはできません。**

**【郵送による提出の場合】**

本人申請、代理人申請の項目を参考に、それぞれ提示すべき書類を同封してください。

**※　運転免許証、通知カードなどは、写しを同封してください。**